

一般廃棄物の中間処理と最終処分に関する覚書

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）と、環境プラント工業株式会社（以下「乙」という。）と、[REDACTED]（以下「丙」という。）の三者は次の通りに覚書を締結する。

第1条 この覚書は、乙が設置し、維持管理を行う一般廃棄物第2最終処分場（以下「処分場」という。）において、甲が乙に処理を委託する一般廃棄物（以下「搬入物」という。）の最終処分業務や施設等を原因とする公害の発生を防止するための対策として、必要な事項を定め、丙をはじめ周辺の地域の生活環境の保全を行うことを目的とする。

第2条 乙は搬入物の最終処分を実施するにあたり、搬入物の適正な運搬及び埋め立て処分を行うものとする。

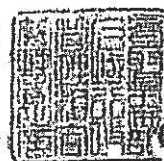
第3条 乙は甲が管理する中間処理施設において搬入物が適正であるか監視するものとする。

第10条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その内容により関係する者が協議して、その都度処理するものとする

この覚書の締結を証するため覚書三通を作成し三者記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成28年3月1日

甲 鳥取県米子市淀江町西原1129番地1
鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 野坂 康 夫



乙 鳥取県米子市高島130番地1
環境プラント工業株式会社
代表取締役 河本 弘 文



丙

[Redacted signature and stamp area for Party C]

再生用資源の引渡し等に関する協定書

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）と鳥取県西部再生資源事業協同組合（以下「乙」という。）とは、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）において選別回収された再生用資源物（以下「資源物」という。）の引渡し等に関し、次のとおり協定を締結する。

（資源物の種類）

第1条 甲が乙に引渡す資源物の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) スチール缶プレス品
- (2) 破碎鉄
- (3) その他鉄
- (4) 鉄付き銅
- (5) アルミ缶プレス品
- (6) 破碎アルミ
- (7) 新聞紙
- (8) 雑誌
- (9) 段ボール紙（その他紙製容器包装を含む）
- (10) 紙パック
- (11) ペットボトル
- (12) 生瓶（ビールびん、酒びん、ジュースびん）
- (13) ガラスカレット（2種類）
- (14) ブラウン管

（資源物の引取り義務等）

第2条 甲は、資源物を全て乙に引渡すものとし、乙は、甲と乙との間で別に締結する再生用資源引取契約書に定める単価（以下「引取単価」という。）で、全ての資源物を引取るものとする。

（資源物の引渡し場所等）

第4条 甲が資源物を乙に引渡す場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 新聞紙、雑誌、段ボール紙及び紙パックはリサイクルプラザのストッ

クヤード棟の保管場所

(2) ペットボトルはリサイクルプラザのペットボトル処理棟の保管場所

(3) その他の資源物については、乙のストックヤード

(資源物の計量等)

第5条 甲が乙に引渡す資源物の重量は、リサイクルプラザのトラックスケールで計量した重量とする。

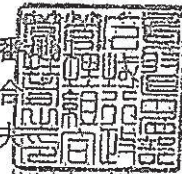
(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年4月30日

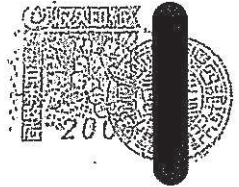
甲 米子市淀江町西原1129番地
鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 野坂康夫



乙 西伯郡伯耆町立 6530番地
鳥取県西部衛生事業協同組合
理事長 有 史



変 更 協 定 書



鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）と鳥取県西部再生資源事業協同組合（以下「乙」という。）とは、甲、乙間において平成20年4月30日付けで締結した再生用資源の引渡し等に関する協定書（以下「原協定書」という。）について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

第1条 原協定書前文中「(以下「リサイクルプラザ」という。)」の次に「及び甲の構成市町村である米子市が古紙類を搬入する工場（以下「指定搬入工場」という。）」を加える。

第2条 原協定書第4条第1項第1号中「ストックヤード棟の保管場所」の次に「又は指定搬入工場の保管場所」を加え、同条第2項中「乙のストックヤード」の次に「及び指定搬入工場」を加える。

第3条 原協定書第5条中「リサイクルプラザ」の次に「又は指定搬入工場」を加える。

第4条 原協定書第6条第2項「及び当該施設に係る維持管理等」を「並びに乙のストックヤード及び指定搬入工場に係る搬出等」に改める。

第5条 原協定書第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（協定の有効期間）

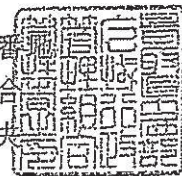
第7条 この協定の有効期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3ヶ月前までに甲、乙のいずれからも書面による協定の解除に係る申し出がない場合は、協定の有効期間を1年間延長するものとし、それ以降においても同様とする。

第6条 この協定による変更後の規定は、平成21年4月1日より適用するものとする。

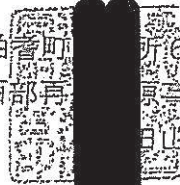
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年3月31日

甲 米子市淀江町西原1129番
鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 野坂康夫



乙 西伯郡伯耆町新630番地
鳥取県西部再生資源事業協同組合
理事長 有史



変 更 協 定 書



鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）と鳥取県西部再生資源事業協同組合（以下「乙」という。）とは、甲、乙間において、平成20年4月30日付けで締結した再生用資源の引渡し等に関する協定書（以下「原協定書」という。）について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

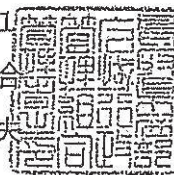
第1条 原協定書第1条第14号を削る。

第2条 この協定による変更後の規定は、平成21年8月1日より適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年7月31日

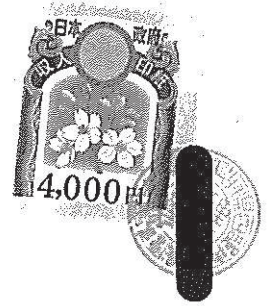
甲 米子市淀江町西原1129番地1
鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 野坂康夫



乙 西伯郡伯耆町口所630番地
鳥取県西部再生資源事業協同組合
理事長 佐田山有史



変 更 協 定 書



鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）と鳥取県西部再生資源事業協同組合（以下「乙」という。）とは、甲、乙間において、平成20年4月30日付けで締結した再生用資源の引渡し等に関する協定書（以下「原協定書」という。）について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

第1条 原協定書第1条第13号を削る。

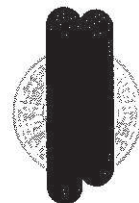
第2条 この協定による変更後の規定は、令和7年4月1日より適用するものとする。

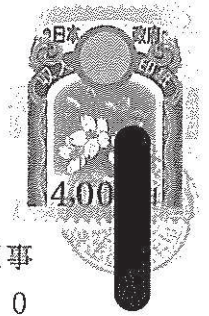
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年3月21日

甲 米子市淀江町西原1129番地1
鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司

乙 西伯郡伯耆町口別所630番地
鳥取県西部再生資源事業協同組合
理事長 稲田祥悟





再生用資源の引渡し等に関する協定書の一部を変更する協定書

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）と鳥取県西部再生資源事業協同組合（以下「乙」という。）とは、甲、乙間において平成20年4月30日付けで締結した再生用資源の引渡し等に関する協定書（以下「原協定書」という。）について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

第1条 原協定書第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同条に次の5号を加える。

- (11) アルミガラ
- (12) 真ちゅう
- (13) 銅
- (14) 皮付き銅
- (15) その他非鉄金属

第2条 原協定書第3条中「3か月」を「1か月」に改める。

第3条 この協定による変更後の原協定書第1条及び第3条の規定は、本協定書の契約締結日以後における甲から乙に対する資源物（原協定書前文に規定する資源物をいう。）の引渡しについて適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 8 年 4 月13 日

甲 米子市淀江町西原1129番地1
鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊 木 隆 司



乙 西伯郡伯耆町口別所630番地
鳥取県西部再生資源事業協同組合
理事長 稲 田 祥 悟

